

その他個人情報保護制度の見直しにおいて検討が必要な事項について

1 千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定について

審査請求の手續に関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないことから、千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置や審査会における調査手続き等に係る規定を施行条例において定めることができる。

一方で、改正法施行後は、議会が法の適用の対象外となることから、千葉市議会は個人情報の取扱いについて独自に規定した千葉市議会個人情報保護条例（仮称。以下「議会条例」という。）を制定し、議会条例における開示決定等に係る審査請求については、審査会に諮問することを想定している。

よって、個人情報保護審査会の所掌事務は、①改正法における開示決定等に係る審査請求について、市長の諮問に応じて調査審議すること、②議会条例における開示決定等に係る審査請求について、議長の諮問に応じて調査審議することとなる。

このことから、本市においては法律の施行に必要な事項を定める施行条例において審査会に係る規定を定めることは適当でないことから、「千葉市個人情報保護審査会設置条例」を別途定めることとする。

なお、審査会の構成については、現行条例と同様とする。

現行条例

条例第 41 条（審理員による審理手續に関する規定の適用除外）の規定→法第 106 条が適用

条例第 42 条（審査会への諮問）→法第 105 条が適用

（諮問した旨の通知）

第 4 3 条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

（2）開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續）

第 4 4 条 第 2 3 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等（全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 2 節 千葉市個人情報保護審査会

（審査会）

第45条 第42条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、千葉市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の調査権限）

第46条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（審査会の調査審議の手続）

第47条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧又は複写の求めがあった場合においては、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

4 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

5 前2条及びこの条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。